- 9. 家電製品
- 9-1 電気冷蔵庫等
- (1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫

【判断の基準】

電気冷凍庫

①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出 した基準エネルギー消費効率に100/165を乗じて小数点以下を切り捨 てた数値を上回らないこと。

電気冷凍冷蔵庫

- ②冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質 の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

【配慮事項】

- ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な 限り使用されていること。
- ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものである こと。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷 凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。
 - ①熱電素子を使用するもの
 - ②業務の用に供するために製造されたもの
 - ③吸収式のもの
 - 2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年 法律第 64 号) 第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
 - 3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
 - 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。ただし、判断の基準③については、電気冷凍庫には適用しない。
 - 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
 - 6 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化 学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
 - 7 判断の基準①については、次のとおりとする。
 - ア. 定格内容積 250 リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出し

た基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

イ. 定格内容積 250 リットル超 400 リットル以下のものは、平成 28 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/133 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。

表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

		区	分		基準エネルギー
種	別	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	消費効率算定式
電気冷蔵庫及び		冷気自然対流方式のもの			E=0.844 × V ₁ +155
			300 リットル以下		E=0.774 × V ₁ +220
電気冷凍冷蔵庫	「冷蔵庫	冷気強制循環方式のもの	300 リットル超	1 枚	E=0.302 × V ₁ +343
				2 枚以上	E=0.296 × V ₁ +374
		冷気自然対流方式のもの			E=0.844 × V ₂ +155
電気冷凍庫		300 リットル以下		E=0.774 × V ₂ +220	
		冷気強制循環方式のもの 	300 リットル超		E=0.302 × V ₂ +343

備考) 1 E及び V_1 、 V_2 は、次の数値を表す。

E:基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)

 V_1 : 調整内容積(冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあっては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあっては 1.54 を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値)(単位:L)

 V_2 : 調整内容積(冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあっては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあっては 1.54 を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値)(単位:L)

- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第34号(平成25年3月1日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。
- 3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に 関する法律に基づく経済産業省告示第35号(平成25年3月1日)の「3エネルギー消費 効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

9-2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受 信機

【判断の基準】

- ①液晶パネルを有するテレビジョン受信機(以下「液晶テレビ」という。) 又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機(以下「プラズマテレビ」という。)にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/198を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。
- ②リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質 の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

【配慮事項】

- ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な 限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」 に含まれないものとする。
 - ①ブラウン管を有するテレビジョン受信機
 - ②産業用のもの
 - ③水平周波数が 33.8 キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの
 - ④ツーリスト向け仕様のもの
 - ⑤リアプロジェクション方式のもの
 - ⑥受信機型サイズが 10 型若しくは 10V 型以下のもの
 - ⑦ワイヤレス方式のもの
 - ⑧電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの
 - 2 判断の基準②については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費 電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。
 - 3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
 - 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
 - 5 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
 - 6 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化

学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

7 判断の基準①については、受信機型サイズが 39V 型以下のものは、平成 28 年度 1 年間は 経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又 は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/149 を乗じて小数点以下を切り 捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置につ いては、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表 液晶テレビ又はプラズマテレビに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

		区 分		基準エネルギー消
画素数	受信機型サイズ	動画表示	付加機能	費効率又は算定式
			付加機能を有しないもの	E=59
			付加機能を1つ有するもの	E=71
		液晶ノーマル	付加機能を2つ有するもの	E=83
	40) /#!! + '#		付加機能を3つ有するもの	E=95
	19V型未満 	液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=74
			付加機能を1つ有するもの	E=86
			付加機能を2つ有するもの	E=98
			付加機能を3つ有するもの	E=110
		液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+21
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+33
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+45
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+57
			付加機能を有しないもの	E=2.0×S+36
	19V型以上	**	付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+48
	32V型未満	液晶倍速	付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+60
EUD			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+72
FHD			付加機能を有しないもの	E=2.0×S+58
		液晶4倍速又は プラズマ	付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+70
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+82
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+94
			付加機能を有しないもの	E=6.6×S-126
	32V型以上	*** - "	付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-114
		液晶ノーマル	付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-102
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-90
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-111
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-99
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-87
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-75
		液晶 4 倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-89
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-77
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-65
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-53
	19V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=44
			付加機能を1つ有するもの	E=56
スの仏の			付加機能を2つ有するもの	E=68
その他の			付加機能を3つ有するもの	E=80
もの		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=59
			付加機能を1つ有するもの	E=71
			付加機能を2つ有するもの	E=83

	I			
			付加機能を3つ有するもの	E=95
		液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+6
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+18
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+30
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+42
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+21
19V型	型以上		付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+33
32V型	32V型未満		付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+45
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+57
			付加機能を有しないもの	E=2.0×S+43
		液晶4倍速又は プラズマ	付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+55
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+67
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+79
		液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-141
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-129
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-117
	32V型以上 液晶倍		付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-105
			付加機能を有しないもの	E=6.6×S-126
201/#		液晶倍速	付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-114
32 4			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-102
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-90
		液晶 4 倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-104
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-92
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-80
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-68

- 備考) 1 「FHD」とは、垂直方向の画素数が 1,080 以上、かつ、水平方向の画素数が 1,920 以上のものをいう。
 - 2 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。
 - 3 「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル:液晶パネルを用い、1秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示す

るもの

液晶倍速 : 液晶パネルを用い、1 秒間に 120 コマ以上 240 コマ未満の静止画を表示す

るもの

液晶 4 倍速 : 液晶パネルを用い、1 秒間に 240 コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ: プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

4 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD (録画機能を有するものに限る。)、 磁気ディスク装置、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

5 E及びSは次の数値を表すものとする。

E:基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)

S:受信機型サイズ

6 エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第24号(平成22年2月18日)の「2エネルギー消費効率の測定方法 2-2」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

9-3 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

雷気便座

【判断の基準】

〇エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費 効率に100/159を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。

【配慮事項】

- ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計 上の工夫がなされていること。
- ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されている こと、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。
 - ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
 - ②温水洗浄装置のみのもの
 - ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
 - ④ 専ら鉄道車両において用いるためのもの
 - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
 - 3 温水洗浄便座のうち瞬間式であって、節電方式としてタイマー方式及び非使用状態(夜間等)を判別する機能を備えているものについては、平成28年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/129を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
 - 4 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、判断の基準を満たす製品が 市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を 上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場 動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区	基準エネルギー消費効率		
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	基件エイルヤー/月別学 	
暖房便座(洗浄機能無し)		141	
温水洗浄便座(洗浄機能有り)	貯湯式 (貯湯タンク有り)	183	
温水流浄使座(流浄機能有り)	瞬間式(貯湯タンク無し)	135	

備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。

- 2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。
- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に 基づく経済産業省告示第 288 号 (平成 19 年 11 月 26 日) の「3 エネルギー消費効率の測定 方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

9-4 電子レンジ

(1) 品目及び判断の基準等

雷子レンジ

【判断の基準】

- ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費 効率を上回らないこと。
- ②待機時消費電力が0.05W未満であること。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

【配慮事項】

- ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計 上の工夫がなされていること。
- ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されている こと、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。
 - ①ガスオーブンを有するもの
 - ②業務の用に供するために製造されたもの
 - ③定格入力電圧が200ボルト専用のもの
 - ④庫内高さが 135 ミリメートル未満のもの
 - ⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの
 - 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
 - 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
 - 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
 - 5 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化 学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

	区 分		基準エネルギー
機能	加熱方式	庫内容積	消費効率
オーブン機能を有するも の以外(単機能レンジ)			60.1
	ヒーターの露出があるもの(熱風循環加熱方式のものを除く。)	30L 未満のもの	73.4
		30L 以上のもの	78.2
オーブン機能を有するも の (オーブンレンジ)	ヒーターの露出があるもの以外 (熱風循環加熱方式のものを除く。)		70.4
		30L 以上のもの	79.6
	熱風循環加熱方式のもの		73.5

- 備考) 1 「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)に基づく電気機械機 具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。
 - 2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に 基づく経済産業省告示第63号(平成18年3月29日)の「2エネルギー消費効率の測定方 法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子レンジの調達総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。